

平成29年12月12日

平成29年第3回神奈川県議会定例会

県民・スポーツ常任委員会資料

(平成29年12月8日付託分)

県 民 局

議案（予算）

- 1 平成29年度11月補正予算（案）総括表【県民局関係】…………… 1
- 2 母子父子寡婦福祉資金の貸付枠拡大について【県民局関係】…………… 2
- 3 平成29年度母子父子寡婦福祉資金会計11月補正予算の内容【県民局関係】…………… 3

議案（条例その他）

- 4 公立大学法人神奈川県立保健福祉大学の設立等に伴う関係条例の整理等に関する条例の概要【県民局関係】…………… 5
- 5 神奈川県立藤野芸術の家条例を廃止する条例の概要…………… 7
- 6 事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例の概要【県民局関係】…………… 8
- 7 地方税法第37条の2第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例の一部を改正する条例の概要…………… 10
- 8 神奈川県青少年保護育成条例の一部を改正する条例の概要…………… 12

1 平成29年度11月補正予算（案）総括表【県民局関係】

(一般会計)

(単位:千円)

内 訳 科 目	補正前の額	補正額	計	補正予算額の財源内訳				説 明
				特 定 財 源			一般財源	
				国庫支出金	県 債	その他		
(款) 県民費	15,132,319	-	15,132,319	-	-	-	-	
(項) 県民費	9,631,055	-	9,631,055	-	-	-	-	
(項) 文化費	3,945,157	-	3,945,157	-	-	-	-	
(項) 青少年費	428,004	-	428,004	-	-	-	-	
(項) 国際交流費	1,128,103	-	1,128,103	-	-	-	-	
(款) 民生費	74,816,556	29,939	74,846,495	-	-	-	29,939	
(項) 児童福祉費	74,816,556	29,939	74,846,495	-	-	-	29,939	母子父子寡婦福祉 資金会計繰出金
(款) 教育費	58,879,960	-	58,879,960	-	-	-	-	
(項) 私学振興費	58,879,960	-	58,879,960	-	-	-	-	
その他特定収入	-	-	-	-	-	-	-	
一般会計 計	148,828,835	29,939	148,858,774	-	-	-	29,939	

(母子父子寡婦福祉資金会計)

(単位:千円)

内 訳 科 目	補正前の額	補正額	計	補正予算額の財源内訳				説 明
				特 定 財 源			繰越金	
				国庫支出金	県 債	その他		
(款) 母子父子寡婦 福祉資金	484,138	89,817	573,955	-	59,878	29,939	-	
(項) 貸付金	468,966	89,817	558,783	-	59,878	29,939	-	
(項) 事務費	15,172	-	15,172	-	-	-	-	
母子父子寡婦 福祉資金会計 計	484,138	89,817	573,955	-	59,878	29,939	-	

2 母子父子寡婦福祉資金の貸付枠拡大について【県民局関係】

5款 民生費 5項 児童福祉費

母子父子寡婦福祉資金会計繰出金

(1) 目的

母子父子寡婦福祉資金貸付金について、申込みが当初の見込みを上回り、事業費が不足することから、貸付枠を拡大する。

(2) 内容

母子父子寡婦福祉資金貸付金の一部に充てる資金を一般会計から繰り出す。

(3) 予算額 29,939千円

3 平成29年度母子父子寡婦福祉資金会計11月補正予算の内容【県民局関係】

(1) 総括

(歳入)

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計
1 母子父子寡婦福祉資金収入	484,138	89,817	573,955

(歳出)

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正予算額の財源内訳			
				特定財源			繰越金
				国庫支出金	県債	その他	
1 母子父子寡婦福祉資金	484,138	89,817	573,955	—	59,878	29,939	—

(2) 歳入の内訳

(単位 千円)

目名	補正前の額	補正額	計	説明
一般会計繰入金	13,397	29,939	43,336	
県債	—	59,878	59,878	

(3) 歳出の内訳

(単位 千円)

目名	補正前の額	補正額	計	説明
母子父子寡婦福祉資金貸付金	468,966	89,817	558,783	

(4) 地方債の前前年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書

区 分	前前年度末 現在高	前年度末 現在高 見込額	当該年度中増減見込み		当該年度末 現在高 見込額	
			当該年度中 起債見込額	当該年度中 元金償還見込額		
母子父子寡婦福祉 資金会計	千円 3,134,857	千円 3,134,857	補正前の額	千円 —	千円 —	千円 3,194,735
			補正額	59,878	—	
			計	59,878	—	
1 その他	3,134,857	3,134,857	補正前の額	—	—	3,194,735
			補正額	59,878	—	
			計	59,878	—	
(1) 枠外債	3,134,857	3,134,857	補正前の額	—	—	3,194,735
			補正額	59,878	—	
			計	59,878	—	

4 公立大学法人神奈川県立保健福祉大学の設立等に伴う関係条例の整理等に関する条例の概要【県民局関係】

(1) 制定の趣旨

公立大学法人神奈川県立保健福祉大学の設立等に伴い、関係する条例について必要な改正を行うものである。

(2) 改正の内容

改正内容	対象条例
公立大学法人神奈川県立保健福祉大学成立の日前に、神奈川県立保健福祉大学（知事）に対してなされた請求について、公立大学法人神奈川県立保健福祉大学に対してなされた請求とみなす等の経過措置を設けるため改正を行う。	神奈川県個人情報保護条例 神奈川県情報公開条例

(3) 施行期日

公立大学法人神奈川県立保健福祉大学の成立の日

神奈川県個人情報保護条例（平成2年神奈川県条例第6号）新旧対照表

改 正	現 行
<p>附 則 1～4 （略） <u>（公立大学法人神奈川県立保健福祉大学の設立に伴う措置）</u></p> <p>5 <u>公立大学法人神奈川県立保健福祉大学（以下「保健福祉大学」という。）の成立の日前にこの条例の規定により知事がした処分、手続その他の行為で同日以後保健福祉大学が管理し、及び執行することとなる事務に係るものについては、この条例の規定により保健福祉大学がした処分、手続その他の行為とみなす。</u></p> <p>6 <u>保健福祉大学の成立の日前にこの条例の規定により知事に対してなされた請求その他の行為で同日以後保健福祉大学が管理し、及び執行することとなる事務に係るものについては、この条例の規定により保健福祉大学に対してなされた請求その他の行為とみなす。</u></p> <p><u>7・8</u> （略）</p>	<p>附 則 1～4 （略）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p><u>5・6</u> （略）</p>

神奈川県情報公開条例（平成12年神奈川県条例第26号）新旧対照表

改正	現行
<p>附 則 1～7 (略) <u>(公立大学法人神奈川県立保健福祉大学の設立に伴う措置)</u></p> <p>8 <u>公立大学法人神奈川県立保健福祉大学（以下「保健福祉大学」という。）の成立の日前にこの条例の規定により知事がした処分、手続その他の行為で同日以後保健福祉大学が管理し、及び執行することとなる事務に係るものについては、この条例の規定により保健福祉大学がした処分、手続その他の行為とみなす。</u></p> <p>9 <u>保健福祉大学の成立の日前にこの条例の規定により知事に対してなされた請求その他の行為で同日以後保健福祉大学が管理し、及び執行することとなる事務に係るものについては、この条例の規定により保健福祉大学に対してなされた請求その他の行為とみなす。</u></p> <p><u>10～13</u> (略)</p>	<p>附 則 1～7 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p><u>8～11</u> (略)</p>

5 神奈川県立藤野芸術の家条例を廃止する条例の概要

(1) 廃止の理由

藤野芸術の家を民間事業者に無償貸付することに伴い、平成29年度末をもって公の施設としては廃止するため、当該条例を廃止するものである。

(2) 施行期日

平成30年4月1日

6 事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例の概要【県民局関係】

(1) 改正の趣旨

市町村への権限移譲に関する地方自治法第252条の17の2の規定に基づく市町村との協議の結果等により、市町村が処理する事務の範囲等について、所要の改正を行うものである。

(2) 改正の内容

ア 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う改正[1項目]

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定等の事務が指定都市の事務となることに伴い、同事務を指定都市へ移譲する旨を規定した項目を削除するもの

イ 規定の整理[4項目]

アの改正に伴い項番号の変更を行うもの

(3) 施行期日

平成30年4月1日

事務処理の特例に関する条例（平成11年神奈川県条例第41号）新旧対照表

改 正		現 行	
第1条～第3条（略） 別表（第3条関係）		第1条～第3条（略） 別表（第3条関係）	
1～4の2（略）	（略）	1～4の2（略）	（略）
（削除）	（削除）	4の3 <u>就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下この項において「法」という。）及び認定こども園の要件を定める条例（平成18年神奈川県条例第65号。以下この項において「条例」という。）に基づく次の事務</u> <u>（1）法第3条第1項の規定により、幼稚園又は保育所等が要件に適合している旨を認定すること。</u> <u>（2）法第3条第3項の規定により、連携施設が要件に適合している旨を認定すること。</u> <u>（3）法第3条第8項の規定</u>	<u>横浜市、川崎市及び相模原市（左欄（9）及び（10）に掲げる事務にあつては、川崎市及び相模原市に限る。）</u>

改 正		現 行	
		<p>により、認定をしない旨及びその理由を申請者に通知すること。</p> <p>(4) <u>法第3条第9項の規定により、要件に適合していると認める施設を公示すること。</u></p> <p>(5) <u>法第7条第1項の規定により、認定を取り消すこと。</u></p> <p>(6) <u>法第7条第2項の規定により、認定を取り消した旨を公表すること。</u></p> <p>(7) <u>法第7条第3項の規定により、公示を取り消し、及びその旨を公示すること。</u></p> <p>(8) <u>法第8条第1項の規定により、施設の設置又は運営に関して認可その他の処分をする権限を有する地方公共団体の機関と協議すること。</u></p> <p>(9) <u>条例第2条の規定により、同条各号に定めるものを法第3条第1項に規定する要件として、(1)に掲げる事務を処理すること。</u></p> <p>(10) <u>条例第3条の規定により、同条各号に定めるものを法第3条第3項に規定する要件として、(2)に掲げる事務を処理すること。</u></p>	
<u>4の3</u> (略)	(略)	<u>4の4</u> (略)	(略)
<u>4の4</u> (略)	(略)	<u>4の5</u> (略)	(略)
<u>4の5</u> (略)	(略)	<u>4の6</u> (略)	(略)
<u>4の6</u> (略)	(略)	<u>4の7</u> (略)	(略)
5～160 (略)	(略)	5～160 (略)	(略)

7 地方税法第37条の2第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例の一部を改正する条例の概要

(1) 改正の趣旨

個人県民税の税額控除の対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を新たに加えるなど、所要の改正を行うものである。

(2) 改正の内容

個人県民税の税額控除の対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人として、1法人を新たに加えるほか、4法人について、控除対象期間を更新するため、所要の規定の整備を行う。

(別表関係)

(3) 施行期日

平成30年1月1日。ただし、控除対象期間の更新以外については、公布の日。

地方税法第37条の2第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例（平成24年神奈川県条例第39号）新旧対照表

改 正			現 行		
別表			別表		
特定非営利活動法人の名称	主たる事務所の所在地	神奈川県県税条例第10条第2項の期間	特定非営利活動法人の名称	主たる事務所の所在地	神奈川県県税条例第10条第2項の期間
(削除)	(削除)	(削除)	特定非営利活動法人WE21ジヤパン海老名	海老名市中央一丁目14番46号チエリーコート海老名103	平成24年1月1日から平成29年12月31日まで
(削除)	(削除)	(削除)	特定非営利活動法人WE21ジヤパンいずみ	横浜市泉区中田東三丁目16番4号	平成24年1月1日から平成29年12月31日まで
(削除)	(削除)	(削除)	特定非営利活動法人WE21ジヤパン・たかつ	川崎市高津区溝口三丁目15番8号	平成24年1月1日から平成29年12月31日まで
(削除)	(削除)	(削除)	特定非営利活動法人WE21ジヤパン・旭	横浜市旭区中希望が丘101-21	平成24年1月1日から平成29年12月31日まで
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
特定非営利活動法人トムトム	茅ヶ崎市萩園2,336番地2	平成29年1月1日から平成34年12月31日まで	(新設)	(新設)	(新設)

改 正			現 行		
特定非営利活動 法人WE21ジ ヤパン・旭	横浜市旭区中希 望が丘101-21	平成30年1 月1日から 平成34年12 月31日まで	(新設)	(新設)	(新設)
特定非営利活動 法人WE21ジ ヤパン・たかつ	川崎市高津区溝 口三丁目15番8 号	平成30年1 月1日から 平成34年12 月31日まで	(新設)	(新設)	(新設)
特定非営利活動 法人WE21ジ ヤパンいずみ	横浜市泉区中田 東三丁目16番4 号	平成30年1 月1日から 平成34年12 月31日まで	(新設)	(新設)	(新設)
特定非営利活動 法人WE21ジ ヤパン海老名	海老名市中央一 丁目14番46号チ ェリーコート海 老名103	平成30年1 月1日から 平成34年12 月31日まで	(新設)	(新設)	(新設)

8 神奈川県青少年保護育成条例の一部を改正する条例の概要

(1) 改正の趣旨

青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律の一部改正に伴い、フィルタリング有効化措置に対する対応を定めるなど、所要の改正を行うものである。

(2) 改正の内容

ア フィルタリング有効化措置を講じない場合の手続きの新設

(ア) 保護者に対し、事業者等によるフィルタリング有効化措置を希望しない場合は、保護者の責任において適切にフィルタリング有効化措置を行う旨を記載した書面を事業者等に提出するよう義務付ける。（改正後の第37条第2項関係）

(イ) 事業者等に対し、(2)ア(ア)の書面を規定の期間保存するよう義務付ける。（改正後の第36条第2項関係）

イ フィルタリングサービス提供義務の対象機器の拡大

事業者等がフィルタリングサービスの提供等を行わなければならない対象機器について、携帯電話等に加え、タブレット等にも拡大されたことに対応する。（改正後の第36条関係）

ウ その他所要の規定の整備を行う。（改正後の第36条第1項、改正後の第37条第1項、第39条及び第40条関係）

(3) 施行期日

公布の日から起算して6月を超えない範囲内で規則で定める日

神奈川県青少年保護育成条例（昭和30年神奈川県条例第1号）新旧対照表

改 正	現 行
<p>(役務提供契約の締結等)</p> <p>第36条 <u>携帯電話インターネット接続役務提供事業者（青少年インターネット環境整備法第2条第8項に規定する携帯電話インターネット接続役務提供事業者をいう。以下同じ。）は、保護者から、青少年インターネット環境整備法第15条ただし書に規定する申出を受けて役務提供契約（青少年インターネット環境整備法第13条第1項に規定する役務提供契約をいう。以下同じ。）を締結する場合には、次条第1項の書面（電磁的記録を含む。第39条及び第40条第1項第3号を除き、以下同じ。）の提出を受け、当該役務提供契約が終了する日又は当該役務提供契約に係る青少年が満18歳に達する日のいずれか早い日までの間、当該書面又はその写しを保存しなければならない。</u></p> <p>2 <u>携帯電話インターネット接続役務提供事業者等（青少年インターネット環境整備法第13条</u></p>	<p>(携帯電話インターネット接続契約時の申出に関する書面の提出)</p> <p>第36条 <u>保護者は、次に掲げる場合において、青少年インターネット環境整備法第17条第1項ただし書の規定により青少年有害情報フィルタリングサービスを利用しない旨の申出をするときは、青少年が業務又は日常生活において青少年有害情報フィルタリングサービスを利用しないことがやむを得ないと認められる理由として規則で定めるもの、当該保護者の氏名その他規則で定める事項を記載した書面を、携帯電話インターネット接続役務提供事業者（青少年インターネット環境整備法第2条第8項に規定する携帯電話インターネット接続役務提供事業者をいう。以下同じ。）に提出しなければならない。</u></p> <p>(1) <u>青少年を携帯電話端末又はPHS端末（以下「携帯電話端末等」という。）の使用者とする携帯電話インターネット接続役務</u></p>

改 正	現 行
<p><u>第1項に規定する携帯電話インターネット接続役務提供事業者等をいう。以下同じ。）は、保護者から、青少年インターネット環境整備法第16条ただし書に規定する申出を受けて特定携帯電話端末等（同条に規定する特定携帯電話端末等をいう。以下同じ。）を販売する場合には、次条第2項の書面の提出を受け、当該特定携帯電話端末等を販売した日から起算して1年が経過する日までの間、当該書面又はその写しを保存しなければならない。</u></p> <p><u>（役務提供契約締結時等の申出に関する書面の提出）</u></p>	<p><u>（青少年インターネット環境整備法第2条第7項に規定する携帯電話インターネット接続役務をいう。以下同じ。）の提供を受ける契約（当該契約の内容を変更する契約を含む。以下「携帯電話インターネット接続契約」という。）を保護者が締結するとき。</u></p> <p><u>(2) 青少年が携帯電話インターネット接続契約を締結するとき。</u></p>
<p><u>第37条 保護者は、青少年インターネット環境整備法第15条ただし書の規定により青少年有害情報フィルタリングサービスを利用しない旨の申出をするときは、青少年が業務又は日常生活において青少年有害情報フィルタリングサービスを利用しないことがやむを得ない理由として規則で定めるもの、当該保護者の氏名その他規則で定める事項を記載した書面を、携帯電話インターネット接続役務提供者に提出しなければならない。</u></p>	<p><u>（携帯電話インターネット接続契約の締結等）</u></p> <p><u>第37条 携帯電話インターネット接続役務提供事業者は、前条に規定する書面の提出があつた場合に限り、青少年有害情報フィルタリングサービスを利用しない携帯電話インターネット接続契約（青少年を携帯電話端末等の使用者とし、又は青少年を当事者とするものに限る。第40条第1項第1号において同じ。）を締結することができる。</u></p>
<p><u>2 保護者は、青少年インターネット環境整備法第16条ただし書の規定により青少年有害情報フィルタリング有効化措置（同条に規定する青少年有害情報フィルタリング有効化措置をいう。以下同じ。）を講ずることを希望しない旨の申出をするときは、保護者の責任において適切に青少年有害情報フィルタリング有効化措置を行う旨、当該保護者の氏名その他規則で定める事項を記載した書面を、携帯電話インターネット接続役務提供事業者等に提出しなければならない。</u></p>	<p><u>2 前項の場合において、携帯電話インターネット接続役務提供事業者は、当該携帯電話インターネット接続契約が終了する日又は規則で定める日のいずれか早い日までの間、当該書面若しくはその写し又は当該書面に記載された理由、保護者の氏名その他規則で定める事項を記録した電磁的記録（第40条第1項第2号において「書面等」という。）を保存しなければならない。</u></p>
<p><u>第38条 （略）</u></p> <p><u>（携帯電話インターネット接続役務提供事業者等の説明義務）</u></p>	<p><u>第38条 （略）</u></p> <p><u>（携帯電話インターネット接続役務提供事業者等の説明義務）</u></p>
<p><u>第39条 携帯電話インターネット接続役務提供事業者等は、青少年を相手方とし、又は青少年を携帯電話端末等（青少年インターネット環境整備法第2条第7項に規定する携帯電話端末等をいう。以下同じ。）の使用者とする役務提供契約</u></p>	<p><u>第39条 携帯電話インターネット接続役務提供事業者及び携帯電話インターネット接続契約の締結の媒介、取次ぎ又は代理を業として行う者（以下「携帯電話インターネット接続役務提供事業者等」という。）は、青少年を携帯電話端末等の使用者とし、又は青少年を当事者とする携帯電話インターネット接続契約</u></p>

改 正	現 行
<p>(当該契約の内容を変更する契約にあつては、青少年有害情報フィルタリングサービスを新たに利用し、若しくは青少年有害情報フィルタリングサービスを利用しないことを内容とするもの又は当該契約の相手方若しくは当該契約に係る携帯電話端末等の変更を伴うものに限る。次条第1項第3号において同じ。)の締結又はその媒介、取次ぎ若しくは代理をしようとするときは、保護者又は青少年に対し、書面により、次に掲げる事項を説明しなければならない。</p> <p>(1) <u>青少年インターネット環境整備法第14条各号に掲げる事項</u></p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>(携帯電話インターネット接続役務提供事業者等への勧告等)</p> <p>第40条 知事は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該各号に規定する者に対し、必要な措置を勧告することができる。</p> <p>(1) <u>携帯電話インターネット接続役務提供事業者が、第36条第1項の規定に違反して、第37条第1項の書面の提出を受けないで青少年有害情報フィルタリングサービスを利用しない役務提供契約を締結したとき、又は同項の書面若しくはその写しを保存していないとき。</u></p> <p>(2) <u>携帯電話インターネット接続役務提供事業者等が、第36条第2項の規定に違反して、第37条第2項の書面の提出を受けないで青少年有害情報フィルタリング有効化措置を講じていない特定携帯電話端末等を販売したとき、又は同項の書面若しくはその写しを保存していないとき。</u></p> <p>(3) <u>携帯電話インターネット接続役務提供事業者等が、前条の規定に違反して、同条の規定による書面による説明を行わないで青少年を相手方とし、又は携帯電話端末等の使用者とする役務提供契約</u> _____ を締結し、又はその媒介、取次ぎ若しくは代理をしたとき。</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>(当該契約の内容を変更する契約にあつては、青少年有害情報フィルタリングサービスを新たに利用し、又は _____ 青少年有害情報フィルタリングサービスを利用しないことを内容とするもの _____)に限る。次条第1項第3号において同じ。)の締結又はその媒介、取次ぎ若しくは代理をしようとするときは、保護者又は青少年に対し、書面により、次に掲げる事項を説明しなければならない。</p> <p>(1) <u>携帯電話インターネット接続役務の提供を受けることにより、青少年が青少年有害情報の閲覧をする機会が生ずること。</u></p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>(携帯電話インターネット接続役務提供事業者等への勧告等)</p> <p>第40条 知事は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該各号に規定する者に対し、必要な措置を勧告することができる。</p> <p>(1) <u>携帯電話インターネット接続役務提供事業者が、第37条第1項の規定に違反して、第36条に規定する書面の提出がないのに青少年有害情報フィルタリングサービスを利用しない携帯電話インターネット接続契約を締結した _____ とき。</u></p> <p>(2) <u>携帯電話インターネット接続役務提供事業者が、第37条第2項の規定に違反して、書面等を保存していないとき。</u></p> <p>(3) <u>携帯電話インターネット接続役務提供事業者等が、前条の規定に違反して、同条に規定する _____ 書面による説明を行わないで青少年を携帯電話端末等の使用者とし、又は青少年を当事者とする携帯電話インターネット接続契約を締結し、又はその媒介、取次ぎ若しくは代理をしたとき。</u></p> <p>2・3 (略)</p>